

令和5年 第2回

福生市教育委員会定例会議事録

日 時：令和5年2月15日（水）午前10時00分

場 所：福生市役所第二棟4階委員会室

1 出席委員	教育長	石 田 周
	委員	加 藤 孝 子
	委員	渡 辺 浩 行
	委員	坂 本 和 良
	委員	新 藤 美知子

2 欠席委員	委員	野 口 哲 也
--------	----	---------

3 事務局(説明員)	教育長(再掲)	石 田 周
	教育部長	町 田 高 司
	参事兼教育指導課長	勝 山 朗
	教育総務課長	中 島 薫
	教育部主幹	吉 本 一 也
	教育支援課長	大 楠 功 晃
	生涯学習推進課長	菱 山 栄三郎
	スポーツ推進課長	野 崎 昌 利
	公民館長	佐 藤 克 年
	図書館長	宮 林 和 也
	指導主事	古 川 裕 平
	指導主事	竹 内 秀 礼
	指導主事	田 畑 圭 洋
	職員課長	鈴 木 彰
	職員係長	稲 生 剛 礼

4 傍聴人	1名
-------	----

#### 5 議事日程

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第 2 教育長報告

日程第 3 議案第3号 福生市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例  
に対する意見聴取について

日程第 4 議案第4号 福生市の一般職の職員の給与に関する条例及び福生市職員の勤務時間、休日、休  
暇等に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について

日程第 5 議案第5号 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する  
条例に対する意見聴取について

- 日程第 6 議案第 6 号 福生市の一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について
- 日程第 7 議案第 7 号 令和 4 年度福生市一般会計補正予算（第12号）の原案中教育に関する部分に対する意見聴取について
- 日程第 8 議案第 8 号 令和 5 年度福生市一般会計予算の原案中教育に関する部分に対する意見聴取について
- 日程第 9 議案第 9 号 福生市教育振興基本計画実施計画（推進プラン）令和 5 年度～7 年度について
- 日程第 10 議案第10号 旧ヤマジュウ田村家所蔵資料の市登録有形文化財の登録に伴う答申について
- 日程第 11 議案第11号 福生市公民館運営審議会委員の委嘱について
- 日程第 12 協議事項 1 令和 5 年度福生市教育方針について
- 日程第 13 報告第 1 号 特別支援教育プログラムの改訂について

【教育長】 それでは、ただ今から令和5年第2回福生市教育委員会定例会を開会いたします。本日は野口委員が欠席ですが、委員の過半数が出席しておりますので、本定例会の定足数は満たしております。

これより、本日の会議を開きます。これより日程に入ります。日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。福生市教育委員会会議規則第19条の規定に基づき、坂本和良委員、新藤美知子委員を署名委員として指名いたします。

次に、日程第2「教育長報告」を行います。教育長報告を、各担当部長より申し上げます。初めに、町田教育部長より御報告いたします。

【教育部長】 はい。それでは、私からは学校所管以外の教育長報告をさせていただきます。資料の3ページをお願いいたします。

まず一番左の列、市の動きでございます。新型インフルエンザ等対策本部会議を書面開催等で随時開催をしております。また、1月30日、市議会の臨時会が開かれました。議題は一般会計の補正予算で、内容でございますが、出産・子育て伴走型支援事業、こちらについての令和4年度の事務費用、26万1,000円の歳入歳出の補正。また、この事業に伴う子育て応援ギフトの委託契約が令和5年度にまたがることから、債務負担行為の8,000万円を設定するものでございました。

続きまして、各課でございます。まず教育総務課でございますが、2月1日、東京都市町村教育委員会連合会第2ブロック研修会が町田市民フォーラムで行われ、加藤委員に御出席をいただいております。また、1月27日と2月9日には、福生第二小学校、福生第一中学校に、それぞれの教育委員会による学校訪問を実施しております。

次に、生涯学習推進課でございます。1月28日、福生消防署、福生市消防団による福生市文化財消防演習が熊川神社で行われ、教育委員会からは石田教育長、菱山課長、青海係長が出席しております。

次に、スポーツ推進課でございますが、2月1日、中央体育館2階をスクールソーシャルワーカーの事務室として改装する工事に着工しております。

次に、公民館でございます。2月11日、本館、松林会館、白梅会館、それぞれで利用者連絡会・交流会が開かれております。

そして次に、図書館でございます。2月22日から自動貸出機の運用が開始されますが、その操作に係る職員研修を2月6日に行っております。以上でございます。

【教育長】 次に、勝山教育部参事より御報告いたします。

【教育部参事】 続きまして、学校教育に関する所管事務について御報告申し上げます。資料5ページを御覧ください。大きく4点ございます。

1点は、インフルエンザ等による学年・学級閉鎖についてでございます。1月末よりインフルエンザの感染者が増加してございます。資料にございますとおり、福生第二小学校、第3学年、1学級が学級閉鎖。福生第五小学校、第2学年が学年閉鎖。福生第二小学校、特別支援学

級が学級閉鎖。資料には記載がございませんが、福生第五小学校、第1学年の1学級が、昨日より3日間、学級閉鎖となっております。

2点は、研究発表会についてでございます。ア、福生市立学校教育研究会報告会でございます。国語部会、算数・数学部会、社会部会、特別支援・情緒部会、健康教育部会の5部会が発表をいたしました。教員からは、「小中学校でゴールを1つに設定することで、段階的にやるべきことが明確になり、学習の視点がはっきりするようになった」「この取り組みを1～2年で終わらせては意味がないため、さらに効果が実感できるよう、継続して取り組みたい」「もっと研究を深めるためには、設定された部会の回数では少ないが、回数を増やすのも難しい」等、より充実した研究へ発展させるための前向きな意見や感想が多く出されました。

イ、東京都教育委員会人権尊重教育推進校研究発表会は、降雪の中ではございましたが、予定どおり開催をいたしました。市内外から106名の方に御参加いただき、2年間にわたる研究の成果を発表することができました。それぞれの研究発表会に御参加いただきました教育委員の先生方、御多用の中、誠にありがとうございました。

3点は、行事等の予定についてでございます。ア、展覧会、イ、道徳授業地区公開講座、ウ、令和4年度卒業式、エ、音楽のまちづくりコンサートの予定は、記載のとおりでございます。なお、エの音楽のまちづくりコンサートにつきましては、本日、別添の資料といたしまして、御案内のチラシを配布させていただいております。招待状及びプログラムにつきましては、後日、改めて御送付させていただく予定でございます。教育委員の皆さまには、御多用のところ大変恐縮でございますが、御出席をいただければ幸いです。

4点目、その他についてでございます。ア、令和における福生市立学校の在り方検討委員会でございますが、2月17日金曜日、今週の金曜日でございますが、午後3時から、もくせい会館3階会議室にて開催いたします。今年度最後の検討委員会となりますが、第1回から第4回までの検討委員会において委員の皆さまから頂きました意見を基に、報告書案を事務局で作成してございます。最終的な検討委員会としての意見をまとめていくため、委員の皆さまから御意見を頂く予定でございます。

イ、東京都いじめ問題対策委員会への中学校生徒等の参加についてでございます。東京都いじめ問題対策委員会とは、東京都教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策の推進について調査審議し、答申するため、10人の委員から構成される組織でございます。第5期第2回の委員会が2月28日火曜日、東京都庁で開催される予定でございますが、同対策委員会を所管する教育庁指導部指導企画課から、本市で1月17日に開催した「いじめ防止サミット」の内容や参加した生徒の感想等について、同対策委員会の中で話をさせていただきたいとの依頼を頂いたところでございます。同対策委員会に児童・生徒が参加したことはなく、今回、参加することがかなえば、初めてのことでございます。

当日、本来は石田教育長から御説明を申し上げるところでございますが、福生市議会本会議と重複していることから、いじめ防止サミット実行委員会委員長をお務めいただきました、福生第六小学校、榎並隆博統括校長に代理を依頼し、田畑指導主事がサポートを担う予定でございます。また、福生第一中学校及び福生第三中学校の代表生徒につきましても、直接またはオンラインで参加予定でございます。なお、福生第二中学校の代表生徒につきましても、同時間

帯にTGG、TOKYO GLOBAL GATEWAYの体験学習が重なっていることから、参加がかなわないところがございます。中学校生徒にとっては貴重な体験であることから、自信を持って意見表明できるよう、各学校で改めて指導をしていただいているところがございます。私からの報告は以上でございます。

【教育長】 以上、報告は終わりました。御質問等ありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。それでは、教育長報告を終わります。

次に、日程第3、議案第3号「福生市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について」を議題といたします。中島教育総務課長より、内容説明をお願いいたします。

【教育総務課長】 それでは、日程第3、議案第3号「福生市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について」、説明をさせていただきます。

資料の7ページをお願いいたします。提案理由でございますが、地方自治法の一部改正に伴い、兼職の禁止に係る規定を改める必要があるため、本議案を提出するものでございます。

内容でございますが、12ページをお願いいたします。第14条は、見出しの修正をするとともに、引用しております地方自治法において規制の対象となる請負の定義が明確化されましたことから、規定の整理をいたそうとするものでございます。また、議員個人による請負に関する規制が緩和され、各会計年度において支払いを受ける請負の対価の総額が政令で定める額を超えない者を対象から除くとされたことから、併せて規定の整理をいたそうとするものでございます。

11ページをお願いいたします。附則によりまして、この条例は令和5年4月1日から施行いたそうとするものでございます。

以上で、議案第3号「福生市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について」に関する説明とさせていただきます。御審議を賜りまして、原案のとおり御同意くださいますよう、お願いを申し上げます。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。質疑ございませんでしょうか。ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第3号は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり同意することといたします。

次に、日程第4、議案第4号「福生市の一般職の職員の給与に関する条例及び福生市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について」を議

題といたします。中島教育総務課長より、内容説明をお願いいたします。

【教育総務課長】 日程第4、議案第4号「福生市の一般職の職員の給与に関する条例及び福生市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について」、説明をさせていただきます。

資料16ページをお願いいたします。提案理由でございますが、職員の扶養手当の支給に係る配偶者の定義及び職員の介護休暇に係る要介護者の定義を改める他、規定を整備する必要があるため、本議案を提出するものでございます。

内容でございますが、今回の改正の背景につきましては、東京都パートナーシップ宣誓制度が創設され、これを踏まえ、福生市におきましても、東京都パートナーシップ宣誓制度に対する方針で東京都発行の受理証明書を活用し事業への適応を図る旨を示していますことから、東京都が既に制度化した手当制度や休暇・休業等の制度のうち、当市に規定された制度について整備をいたそうとするものでございます。

19ページをお願いいたします。福生市の一般職の職員の給与に関する条例は、扶養手当について、パートナーシップ関係の相手方を対象に含めるよう規定を整備するものでございます。次に、福生市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例は、各種休暇の要件にある配偶者について、パートナーシップ関係の相手方を対象に含めるよう規定を整備するとともに、各種休暇の詳細の内容を委任する等の規定の整備を行うものでございます。

26ページをお願いいたします。福生市職員の育児休業等に関する条例は、福生市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例を引用する規定を整備するものでございます。

18ページにお戻りになります。施行日は令和5年4月1日といたそうとするものでございます。

以上で、議案第4号「福生市の一般職の職員の給与に関する条例及び福生市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について」に関する説明とさせていただきます。御審議を賜りまして、原案のとおり御同意くださいますよう、お願い申し上げます。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がございましたらお願いいたします。渡辺委員。

【渡辺委員】 すいません。配偶者と同様の事情っていうのは、これ、性別は関係なくということでもいいですか。

【教育長】 鈴木職員課長。

【職員課長】 はい。既存の条例の中で、配偶者及び事実上婚姻関係にあるもの、事実婚といわれているものがございまして、特段、これまで性別について記されているものはありませんでしたが、先ほど教育総務課長からの御説明があったとおり、今回、パートナーシップ関係の相手方が含まれ、東京都パートナーシップ宣誓制度で受理証明書というものが発行され、同性

のパートナーが対象になります。これまでは手当関係についても同居が必須条件ではなかったですけれども、今回のパートナーシップ宣誓制度に関しましては同居が条件になっております。若干、これまでと違った形で認められるということになっております。

【渡辺委員】 性を別にしてる方でも、同居であればよろしいということなんですかね。

【職員課長】 はい。そのとおりでございます。

【教育長】 他にいかがでしょうか。新藤委員。

【新藤委員】 19ページの配偶者のところですが、改正点では「市規則で定めるもの」という一文が新たに入っています。前はもう「事情のあるもの」ということで、特にそこに市の規定がなかったようなんですが、そこに「市規則で定めるもの」というふうに入れている意味といますか、あるいは実際はどういうふうになっていくのか、お願いいたします。

【教育長】 鈴木職員課長。

【職員課長】 はい。今回、条例を改正するに当たりまして、東京都が既に改正している内容に倣って福生市の条例も改正案を作成しましたが、東京都は条例に対して条例施行規則というものを持っておりまして、条例で大まかな内容を定めまして、規則でその詳細を定めるという作りになっておりました。当市の場合は条例施行規則を持っておりませんでしたので、今回新たに条例で大まかなものを定めて、詳しい内容につきまして市規則で定めるという形を取らせていただきました。

今時点で市規則で定める内容としましては、このパートナーシップ宣誓制度に関わる内容でございまして、東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例第7条の2第2項の規定による証明を受けた、同条例第3条の2第2項に規定するパートナーシップ関係の相手方であって、同居し、かつ生計を一にしているものという内容を定める予定でございます。以上です。

【教育長】 他にいかがでしょうか。ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第4号は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり同意することといたします。

次に、日程第5、議案第5号「福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条

例の一部を改正する条例に対する意見聴取について」を議題といたします。中島教育総務課長より、内容説明をお願いいたします。中島課長。

**【教育総務課長】** それでは、日程第5、議案第5号「福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について」、説明をさせていただきます。

資料は32ページをお願いいたします。提案理由でございますが、予防接種医、学校医及び学校歯科医に係る報酬の額を改定する必要があるため、本議案を提出するものでございます。

内容でございますが、34ページをお願いいたします。学校医につきましては、現行の月額6万3,670円を、令和4年人事院勧告の0.23%引き上げを勘案した金額として6万3,820円に改定し、月額150円の増額とするものでございます。また、2校以上の学校を兼務する場合、2校目から1校につき4万2,210円としているものを4万2,310円に改定し、月額100円の増額とするものでございます。

次に、学校歯科医については、現行の月額4万2,210円を、予防接種医、学校医の改定を参考に、令和4年人事院勧告を勘案した金額として4万2,310円に改定し、月額100円の増額とするものでございます。

33ページをお願いいたします。附則により、この条例は令和5年4月1日に施行いたそうとするものでございます。

以上で、議案第5号「福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について」に関する説明とさせていただきます。御審議を賜りまして、原案のとおり御同意くださいますよう、お願い申し上げます。

**【教育長】** 内容説明は終わりました。質疑がございましたらお願いいたします。質疑ございませんでしょうか。ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第5号は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

**【教育長】** 御異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり同意することといたします。

次に、日程第6、議案第6号「福生市の一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について」を議題といたします。中島教育総務課長より内容説明をお願いいたします。

**【教育総務課長】** 日程第6、議案第6号「福生市の一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について」、説明をさせていただきます。

38ページをお願いいたします。提案理由でございますが、管理職職員の給料を減額する期間を令和5年度まで延長したいので、本議案を提出するものでございます。

40ページをお願いいたします。内容でございますが、令和5年3月31日までの期間で実施をしている管理職職員の給与月額削減期間を、令和6年3月31日まで、1年間延長するものでございます。

39ページをお願いいたします。附則により、この条例は公布の日から施行いたそうとするものでございます。

以上で、議案第6号「福生市の一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について」の説明とさせていただきます。御審議を賜りまして、原案のとおり御同意くださいますよう、お願い申し上げます。

**【教育長】** 内容説明は終わりました。質疑がございましたらお願いいたします。質疑ございませんでしょうか。ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第6号は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

**【教育長】** 御異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり同意することといたします。

次に、日程第7、議案第7号「令和4年度福生市一般会計補正予算(第12号)の原案中教育に関する部分に対する意見聴取について」を議題といたします。野崎スポーツ推進課長より、内容説明をお願いいたします。

**【スポーツ推進課長】** はい。それでは、日程第7、議案第7号「令和4年度福生市一般会計補正予算(第12号)に対する意見聴取」は、地域体育館指定管理に係る指定管理者休業等補償に対する意見聴取でございますが、提案理由ならびにその内容について御説明いたします。

資料は41ページをお願いいたします。提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から、43ページから51ページの資料のとおり意見を求められましたので、本議案を提出するものでございます。

補正予算の内容でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、開館時間の短縮など指定管理者が講じた感染拡大防止対策等に関わる令和3年度の費用について、指定管理者との協議に基づいて、3月の補正予算に、51ページにございますとおり、1,170万4,000円を計上し、補償するものでございます。このことにつきましては国からも通知があり、協定等に基づいた適切な対応や協議に努めることが求められており、また、令和2年度においても同様に補償しているものでございます。

補償額の算出に当たりましては、スポーツ推進課と公共施設マネジメント課において要望額を精査させていただき、コロナによる利用料収入の減や、ワクチン接種会場となっております福生地域体育館の不足分など、適正な補償額となるよう対応しております。

説明は以上となります。御審議を賜りまして、原案のとおり御同意くださいますよう、お願いを申し上げます。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がございましたらお願いいたします。質疑ございませんでしょうか。ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第7号は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり同意することといたします。

次に、日程第8、議案第8号「令和5年度福生市一般会計予算の原案中教育に関する部分に対する意見聴取について」を議題といたします。中島教育総務課長より、内容説明をお願いいたします。

【教育総務課長】 それでは、日程第8、議案第8号「令和5年度福生市一般会計予算の原案中教育に対する意見聴取について」、提案理由ならびにその内容について御説明申し上げます。

資料は53ページをお願いいたします。初めに、提案理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から意見を求められましたので本議案を提出したものでございます。

資料57ページから121ページは、令和5年度福生市一般会計予算及び当説明書の教育委員会所管部の抜粋となっております。

恐れ入ります。議案第8号の別冊資料をお願いいたします。初めに、1、予算規模の一般会計の予算額でございますが、272億8,000万円となりまして、前年度比で11億円、4.2%の大幅な増となり、2年連続で過去最大となっております。教育費につきましては、44億3,249万8,000円でございます。教育費の一般会計に占める割合は16.2%。前年度比では8億6,867万5,000円、24.4%の増でございます。増となった主な理由でございますが、最終年度となる中央図書館改良事業や、中学校防音機能復旧（復機）事業の増等によるものでございます。

次に、2、大規模事業でございます。大規模事業とは1億円以上の事業でございますが、こちらは記載のとおりでございます。

次に、別冊資料の269ページをお願いいたします。こちらは、実施計画、予算説明書の教育部分部分を抜粋しております。上段のア、運営方針につきましては、記載のとおりでございます。

次に、イの実施計画は、運営方針を具体的に推進するための令和5年度の主だった動きである新規・改善項目等を記載しておりますので、説明をさせていただきます。

初めに、新規事業でございます。小中学校校庭照明改良事業、中学校校庭照明改良事業は、小・中学校の老朽化した校庭照明の更新工事を行い、LED化を実施いたします。

次に、中央図書館リニューアルオープン等記念事業は、空調設備等更新、バリアフリー化及び長寿命化を図る改修工事で休館している中央図書館は、令和6年1月にリニューアルオープンいたします。また、図書館設置条例の施行以来、図書館開設50周年を迎えるため、記念事業を実施いたします。次に、電子図書館運営事業は、パソコン・スマートフォン等の情報端末を

使用した電子書籍の貸し出しサービスを実施します。

次に、改善項目でございます。幼保小中連携事業の幼保小の円滑な接続・連携研究委託料ほかは、大学と共同で研究してきたこれまでの内容を基に、市内幼稚園・保育園を対象とした保育・教育実践に取り組むことで、幼児の保育・教育活動の充実を図ります。

次に、小学校ICT推進事業、中学校ICT推進事業の学校ホームページ構築委託料ほかは、各市立小・中学校のホームページにクラウド方式のサービスを導入し、情報量の差や更新頻度の是正を行うことで発信力強化を図ります。また、WEBアクセシビリティに対応した、誰でも見やすいホームページに更改を行います。

次に、スクールソーシャルワーカー活用事業のスーパーバイザー謝礼は、「チームとしての体制づくり」に係る助言等を目的としたスーパーバイザーの派遣を引き続き実施することで、さらなるSSWの質の向上を図ります。

次に、郷土資料室事業の備品購入費（リニューアルオープン分）ほかは、中央図書館改修工事に伴う郷土資料室展示リニューアルに当たり、展示ケースの購入や展示パネルの制作、パンフレットの印刷等を行い、展示活動や教育普及活動の充実を図ります。

次に、テニスコート管理事務の福東コート人工芝改修工事設計委託は、老朽化した福東テニスコートの人工芝の全面張り替えを行うため、設計委託を実施します。

次に、継続費、債務負担行為は記載のとおりでございます。

274ページ以降につきましては、各係の事業別の実施計画（予算説明書）となっております。予算額等を記載いたしております。

以上、大変雑ぱくではございますが、令和5年度当初予算教育部分の説明とさせていただきます。御審議を賜りまして、原案のとおり御同意いただきますよう、お願い申し上げます。

**【教育長】** 内容説明は終わりました。質疑がございましたら、お願いいたします。御質問、よろしいでしょうか。かなり大きな額の予算ということで、しっかりと議会にこれをお願いして、この年度を迎えられるよう準備をしまいたいと思います。

お諮りいたします。議案第8号は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

**【教育長】** 御異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり同意することといたします。

次に、日程第9、議案第9号「福生市教育振興基本計画実施計画（推進プラン）令和5年度～7年度について」を議題といたします。中島教育総務課長より、内容説明をお願いいたします。

**【教育総務課長】** 日程第9、議案第9号「福生市教育振興基本計画実施計画（推進プラン）令和5年度～7年度について」、説明をさせていただきます。

資料は123ページをお願いいたします。提案理由でございますが、福生市教育振興基本計画

第2次に基づき、各施策を計画的に推進できるよう令和5年度から3カ年の実施計画を策定する必要があるため、本議案を提出するものでございます。

それでは、実施計画案の全体的な構成などについて御説明をさせていただきます。議案第9号の別冊資料、1ページをお願いいたします。基本的な考え方では、策定の目的、性格、位置付け等を記載しております。本計画は、令和5年度から3年間の計画を策定するものでございまして、毎年見直しを行うものでございます。

2ページには福生市の教育が目指す目標を、3ページには推進事業の体系と内容として、教育振興基本計画第2次で示しました、4つの基本方針ごとの推進事業の体系を示しております。4ページ、5ページは、令和5年度の教育部の運営方針、実施計画の新規・改善項目、継続費、債務負担行為について記載をいたしております。

6ページ以降は、基本方針別推進事業でございます。昨年度と記載の仕方を変更しております。基本方針、方向、推進事業についてタイトルのみの記載としておりましたが、教育振興基本計画から意味合いや内容を記載いたしまして、本計画を御覧いただく際、分かりやすくなるようレイアウト等を変更いたしております。また、点検評価対象事業につきましても各推進事業ごとに記載し、推進事業や主な取り組みの内容を見ながら確認いただけるようにしております。

30ページをお願いいたします。30ページから43ページにつきましては推進事業の実施計画の一覧で、基本方針ごとの各事業について、令和5年度から7年度までの予算額等を記載しております。令和5年度の新規・改善事業等につきましては、事業名の欄にその旨を記載しておりますので御確認ください。

以上、議案第9号「福生市教育振興基本計画実施計画（推進プラン）令和5年度～7年度について」の説明とさせていただきます。議案のとおり御決定くださいますよう、お願い申し上げます。

**【教育長】** 内容説明は終わりました。質疑がございましたら、お願いいたします。質疑、よろしいでしょうか。

内容面が分かりやすくするように構成を変えていただき、基本計画等との整合性を高める、そのような形の改定をしております。これに基づいて、しっかりと事業を推進していきたいというふうに思っております。

お諮りいたします。議案第9号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

**【教育長】** 御異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第10、議案第10号「旧ヤマジュウ田村家所蔵資料の市登録有形文化財の登録に伴う答申について」を議題といたします。菱山生涯学習推進課長より、内容説明をお願いいたします。

【生涯学習推進課長】 それでは、日程第10、議案第10号「旧ヤマジュウ田村家所蔵資料の市登録有形文化財の登録に伴う答申について」、その提案理由ならびに内容について御説明申し上げます。

資料は125ページを御覧ください。まず提案理由でございますが、福生市文化財保護審議会の答申に基づきまして、旧ヤマジュウ田村家所蔵資料を福生市登録文化財台帳に登録するため、本議案を提出するものでございます。

資料127ページをお願いいたします。こちら、答申文の写しでございます。教育委員会からの諮問に対しまして、令和5年1月21日付で福生市文化財保護審議会会長から教育長宛てに提出をされました。内容といたしましては、登録種別を市登録有形文化財とした上で、福生市登録文化財登録台帳に登録するよう答申するとしております。

旧ヤマジュウ田村家所蔵資料は、生活文化を象徴する資料及び旧福生郵便局や戦争に関わる文書群が多数を占めていることから、登録種別は市登録有形文化財としての登録が良いとの御意見を頂いております。

次に、内容でございます。資料128ページから129ページの調書を御覧ください。1の文化財の名称は「旧ヤマジュウ田村家所蔵資料」、数量は一式でございます。登録種別は、市登録有形文化財でございます。所有者につきましては福生市教育委員会、所在地は福生市熊川850番地の1、福生市郷土資料室内に保管してございます。

内容でございます。本資料は、ヤマジュウ田村家に伝来した生活用品、郵便局関係資料、同家創設期以降の帳簿や日露戦争出征時の書状などを含む文書群でございます。平成26年に福生市教育委員会に寄贈された資料群で、平成26年度から分類調査を実施いたしまして、その結果は、福生市文化財総合調査報告書第37集、旧ヤマジュウ田村家住宅調査報告書において報告をいたしてございます。

現状及び保存状態でございますが、民具や古文書等、保存状態は良く、現在、空調管理された福生市郷土資料室内の収蔵庫に保管されてございます。

登録理由でございますが、ヤマジュウ田村家は、明治35年、市内で田村酒造を営む田村家の分家として起こり、平成24年まで、3代にわたり宿橋通りに面する地で生活をしてきた旧家でございます。明治44年には自宅向かいに旧福生郵便局を開設いたしまして、大正時代には電報電話業務を始めるなど、近代福生村の発展に尽力をしております。本資料は、近代福生におけるヤマジュウ田村家の生活の様子を伝えるのみならず、初代の当主が日露戦争に出征しており、その戦争記録として、また、近代福生村におけるヤマジュウ田村家の周辺の様子を知る上で貴重な資料群でございます。

以上、内容について御説明を申し上げましたが、本件、旧ヤマジュウ田村家所蔵資料を福生市登録文化財台帳に登録することにつきまして、文化財保護審議会の答申のとおり御決定くださいますよう、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。私からの説明は以上でございます。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑等がございましたら、お願いいたします。質疑ございませんでしょうか。ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第10号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第11、議案第11号「福生市公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題といたします。佐藤公民館長より、内容説明をお願いいたします。

【公民館長】 はい。それでは、日程第11、議案第11号「福生市公民館運営審議会委員の委嘱について」、提案理由ならびに内容につきまして御説明を申し上げます。

資料の131ページをお願いいたします。提案理由でございますが、社会教育法第30条及び福生市公民館条例第17条の規定に基づき、次の者を福生市公民館運営審議会委員に委嘱しようとするものでございます。

次に、133ページをお願いいたします。任期でございますが、令和5年4月1日から令和7年3月31日まででございます。委員は記載の10名となりますが、このうち4名の委員につきましては再任でございます。新たをお願いいたします委員は、項番3の三浦明日香氏、項番4の中島充夫氏、項番5の宮川敬子氏、項番6の大川由起代氏。この4名が社会教育関係者でございます。次に、項番7の坂本圭吾氏は家庭教育関係者。項番10の中根浩氏は公募市民でございます。

御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますよう、お願い申し上げます。説明は以上でございます。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。質疑ございませんでしょうか。ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第11号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第12、協議事項1「令和5年度福生市教育方針について」を議題といたします。中島教育総務課長より、内容説明をお願いいたします。

【教育総務課長】 それでは、日程第12、協議事項1「令和5年度福生市教育方針について」、提案理由ならびに内容につきまして説明をさせていただきます。

資料は135ページをお願いいたします。提案理由でございますが、令和4年第1回市議会定例会において、教育委員会が推進していく取り組みについて述べるに当たりまして、令和5年

度の教育方針を定める必要があるため、御協議をお願いするものでございます。教育方針は、令和5年2月28日の市議会定例会初日の冒頭で、市長の施政方針演説に続いて教育長から御発言をいただくものでございます。

資料137ページをお願いいたします。教育方針の冒頭では、令和4年度の状況の総括をしております。まず学校教育について、ICT教育、英語教育、幼保小の連携等の各種教育課題に対する取組と、学校行事等については感染症対策に気を配りながら実施したことについて記載をしております。

139ページをお願いいたします。同様に、社会教育の各種事業について、3年ぶりに市営プールの開場や市民文化祭を行ったこと、中央図書館の改良工事、郷土資料室の状況について記載をしております。

140ページをお願いいたします。こちらから144ページまでになりますが、福生市教育大綱に基づく目指すべき姿や、福生市教育振興基本計画第2次に掲げております基本方針に沿って、令和5年度の基本方針と重要施策を記載しております。

基本方針1では、「子どもたちの「生きる力」の育成と個を伸ばす教育の充実」では、情報教育の充実、英語教育の推進による確かな学力の向上、道德教育、人権教育、不登校対策による豊かな心の育成を掲げております。

基本方針2、「教育施策推進のための環境整備」では、小中一貫教育の検討に加え、不登校対策、コミュニティ・スクールの充実等について検討を進めていくことを記載しております。

基本方針3、「生涯を通じた学びによる豊かな地域づくり・人づくり」では、中央図書館のリニューアルオープン、図書館の50周年記念事業、電子図書館の開設、公民館での青少年事業の充実を掲げております。

基本方針4、「地域社会総がかりでの教育の推進」では、コミュニティ・スクール委員会による活動の充実を掲げ、令和5年度は福生第一小学校が創立150周年、福生第三中学校が創立50周年を迎えることにも触れております。

最後に、福生市教育振興基本計画第2次が令和6年度で前期計画期間を終了するため、令和5年度より後期計画に向けた作業を進めることを記載するとともに、福生市の基本構想として掲げる「人を育み 夢を育む 未来につながるまち ふっさ」を実現するため、児童・生徒が未来社会を切り拓くための資質・能力の育成を目指し、地域社会全体が連携・協働しながら教育の向上に取り組む社会づくりを組織一丸となって取り組むことを結びといたしております。

雑ぱくではございますが、内容についての説明とさせていただきます。なお、現在も市長の施政方針との整合性に関する整備等がございまして、市議会までは教育方針の本文について微調整をさせていただく予定でございます。御承知の上での御協議のほどをお願い申し上げます。以上でございます。

**【教育長】** 内容説明は終わりました。質疑、御意見等ございましたらお願いいたします。渡辺委員。

**【渡辺委員】** はい。ありがとうございます。国や都が、コロナの指針といいましようか、そ

ういったものがちょっと出てきているのかなど。あるいはマスクの取り扱いとか。そういったことも少し含めてみてはどうかというふうに感じました。以上です。

**【教育長】** マスクの取り扱い等については、最新の状況を踏まえて方針の中に明記して、お話ししたいというふうに思います。その点修正方よろしくをお願いします。

他にいかがでしょうか。今、教育総務課長からもございましたが、28日ぎりぎりまで微修正等をしていくことができますので、もしこの後もお気付きの点がございましたら、各委員さんから直接、教育総務課のほうに御指示等を頂ければ、それを反映してまいります。

他に御質問、御質疑、よろしいでしょうか。ないようでしたら、質疑を終わります。

協議事項1は、原案の中で少し修正の御意見を頂きましたので、原案の一部修正をもちまして決することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

**【教育長】** 御異議なしと認めます。よって、協議事項1は、原案の一部修正をもちまして決定することといたします。

次に、日程第13、報告第1号「特別支援教育プログラムの改訂について」を議題といたします。吉本教育部主幹より、内容説明をお願いいたします。

**【教育部主幹】** 日程第13、報告第1号「特別支援教育プログラムの改訂について」、御報告申し上げます。資料は、カラー刷りの資料を配らせていただいております。

初めに、改訂の背景でございます。令和4年3月、東京都教育委員会は、東京都特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画を策定いたしました。それに伴い、本市の実施計画との内容等の整合性を図るため、このたび、福生市特別支援教育推進計画第二期・第二次実施計画一部改訂を策定いたします。本改訂に伴い、特別支援教育プログラムの改訂をいたします。

それでは、資料12ページを御覧ください。今回の改訂でございますが、前回の改訂と同じく、各学校及び教育委員会の事務局で、これまでの取り組みについて自己評価を行ってございます。それらを踏まえまして、改訂の方針として、これまでの計画から方向性を大きく変更せず内容の整備を行い、学校が具体的な取り組みを考えやすい表現に見直すなどの改訂作業を行うこととし、進めてまいっております。

続きまして、19ページを御覧ください。こちらには、計画として、取り組みの視点、具体的な行動を示してございます。なお、計画の名称でございますが、東京都の現在の計画が「（第二期）第二次実施計画」であることから、連動性や整合性を示す「第二次実施計画一部改訂」としてございます。

次のページ以降には、各項の説明を明記しております。

次に、その他の改訂の視点としましては、内容や数値などの情報を新しいものに更新をいたしております。また、特別支援教室運営に関する内容については、東京都教育委員会が令和3年3月に発行した「特別支援教室の運営ガイドライン」に準拠し、加除修正を行ってございま

す。

配布までのスケジュールでございますが、今後、内容等の微調整を行い、3月上旬に委託業者へ入稿、3月末の納品の後、4月冒頭に各学校へ配布する予定としております。報告は以上でございます。

**【教育長】** 内容説明は終わりました。質疑等ございましたらお願いいたします。

微修正、微調整ということですが、これが発行したら、また指導課のほうで、教職員の皆さんによく御理解いただけるように研修等しっかりしていきたいというふうに思っています。どうぞよろしくをお願いいたします。

他によろしいでしょうか。新藤委員。

**【新藤委員】** はい。これは保育園、幼稚園にも配布をされますか。

**【教育部主幹】** 配布の予定はございませんが、可能かどうか検証して、可能な限り配布できるような方向で進めていけるようにしたいと存じます。以上です。

**【新藤委員】** はい。できれば、幼保小でだいぶ学校教育への関心と連携が高まっておりますので、ぜひ、これを適正に理解していただいて、就学相談なり何なりに適正につなげていただいて、その行く末を、ある意味、自信を持って保護者に、保育園の先生方が話をできるような、そういった形の活用をもっとお願いしながら、ぜひ保育園へ配布をお願いできればと思います。

**【教育長】** 新藤委員からのお話を受けて、冊数の確認をしていただいて、基本は配布を。18園ありますから、1部はお届けする形で、ぜひ事務局のほうで検討していただきたいと思えます。よろしくをお願いいたします。

他、いかがでしょうか。よろしゅうございましょうか。ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第1号は、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

**【教育長】** 御異議なしと認めます。よって、報告第1号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第14「その他報告事項」について、その他報告事項1「令和5年度組織改正について」を、中島教育総務課長より説明願います。

**【教育総務課長】** それでは、「令和5年度組織改正について」、説明をさせていただきます。資料の149ページをお願いいたします。

さまざまな行政課題への対応、効率的な業務執行の体制を整備するため、令和5年4月1日

付で組織改正が行われます。1の組織改正の要点でございますが、括弧1、子ども育成課の再編。括弧2、生涯学習推進課生涯学習推進係と地域教育支援係の統合。括弧3、業務量、効率性等を考慮した人員体制の整備、事務分掌の整備でございます。

2の組織改正の内容の括弧1、機構の改正等について子ども家庭部は、子ども育成課の再編でございます。既存の子ども育成課を2課に分割し、そのうち1課が子ども政策課とし、「子ども及び青少年に係る総合的な企画等」を所管するとともに、「ふっさっ子の広場に関すること」を所管し、学童クラブとの一体型放課後対策のさらなる推進を図ります。もう1課は子ども育成課とし、保育園、幼稚園、手当、助成等を所管します。

151ページをお願いいたします。教育部は、生涯学習推進課生涯学習推進係と同課地域教育支援係の統合でございます。生涯学習推進課内の生涯学習推進係と地域教育支援係の業務には関連する部分もございますことから、事務の効率化を図るため、両係を統合します。また、先ほどの子ども家庭部でも説明をさせていただきましたが、生涯学習推進課地域教育支援係が所管する「ふっさっ子の広場に関すること」及び「青少年の健全育成に関すること」を、子ども政策課に移管します。

152ページをお願いいたします。組織定数の増減でございます。教育部は、教育指導課教職員係について、教職員の出退勤管理、これに係る調査や要綱の整備、人事管理等での相当の業務量が発生していることから、係員1名を増員します。

153ページをお願いいたします。重要施策推進要員の配置でございます。重要施策推進要員とは、短期かつ集中的に取り組む必要がある施策について、組織配置定数を超えて職員を配置するものでございます。

154ページをお願いいたします。教育支援課学務・給食係に1名を継続で配置、生涯学習推進課生涯学習推進係に1名配置でございます。

下の段のほうに記載がございますが、市全体の実配置職員数は、令和4年度比、3人の増で、391人でございます。教育部につきましては、組織定数は令和4年度比、1人減の64人。重要施策推進要員は1人増の2人となりまして、合計で実配置職員数は66人で、令和4年度と同数となっております。説明は以上でございます。

**【教育長】** 内容説明は終わりました。質疑がございましたらお願いいたします。質疑、よろしいでしょうか。ないようでしたら、質疑を終わります。

他に、その他報告はございますか。委員の皆さまから何かございますか。ないようですので、「その他報告事項」を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして、令和5年第2回福生市教育委員会定例会を終了いたします。ありがとうございました。